

令和7年度 第2回 大野市環境保全対策審議会 議事録

日 時 令和7年9月25日（木）午後7時～午後7時55分

場 所 結とぴあ 3階 302号室

○出席者

委 員：10名（1名欠席）

大野市：6名（くらし環境部長、環境・水循環課職員【事務局】5名）

1 開会

事務局より開会

2 会長あいさつ

会 長：本日は第2回の審議会であり、事務局より送付された資料の中に「第三期大野市環境基本計画（素案）」が含まれている。本素案に対し、委員の皆様からご意見を賜りたい。引き続き、本審議会としての役割を果たしてまいりたいと考えているので、ご協力のほどよろしくお願いする。

3 議事

(1)第三期大野市環境基本計画（素案）について 資料1 資料2

資料に基づき事務局より説明

（意見等）

○細部に関する意見について

委 員：素案について1週間ほど確認させていただいたが、細部に関して確認したい点が複数ある。本日の会議において意見を集約する形式なのか、あるいは後日追加で意見・指摘を提出することが可能なのか、進行方法について確認したい。

事務局：細部に関するご意見については、会議後にメール等で提出いただいても差し支えない。

委 員：承知した。なお、施策の内容に関しては業務との関連もあり、個別に確認が必要な点がある。この場での議論が難しい部分もあるため、後日改めて相談させていただきたい。

○環境・水循環課所管の数値目標について

委 員：数値目標の設定について質問する。前回の会議でも目標値と現状の達成状況をご提示いただいたが、他部局が所管する目標については達成が難しい印象を受けた。一方で、環境・水循環課が所管する目標については、努力の成果が数値目標に十分反映されていないように感じている。環境・水循環課の取組がより明確に評価されるよう、数値目標を新たに設定しても良いかと考える。

事務局：数値目標の大半は環境・水循環課が所管している。脱炭素関連の数値目標は、他の計画でも使用している目標であり、整合性を保つために同様の数値としている。また、自然共生分野や、ごみ分野、環境教育分野も環境・水循環課の所管である。課内で検討し、過去の実績を踏まえ、無理のない範囲で達成可能な目標を設定している。

○数値目標「イトヨの営巣数」について

委員：新たに設定された目標のうち、「イトヨの営巣数」については、生態系に基づいた指標であり、非常に良いと感じている。ただし、限られた面積の中で総数が増加すると過密になる懸念がある。専門的な知見が必要なため、イトヨの里の館長や専門家の意見を踏まえて設定されることが望ましいと考える。

事務局：ご指摘のとおり、当課が所管する「イトヨの営巣数」については、館長に相談のうえ設定している。イトヨは1年で寿命を迎える魚であり、総数は自然環境に左右される。人ができることは、水温調整や藻の管理など、生息環境の維持である。館長の見解では、30～200匹の範囲であれば安定した生息が可能とのことであり、営巣数100以上を目標として設定した。

委員：専門家の意見を踏まえて設定されているとのことで安心した。30～200匹という目安は非常に参考になるため、計画書内にも明記されるとより理解が深まると考える。

○「地球温暖化対策」と「気候変動対策」の使い分けについて

委員：基本方針では「地球温暖化対策」という語が使用されているが、施策の柱では「気候変動対策」という語が使われている。これは国の計画との整合性を意図したもののか、それとも別の理由があるのか。

事務局：再エネ、省エネなどのCO₂削減に資する施策は「地球温暖化対策」として整理している。一方、既に生じた影響への対応（熱中症対策、クーリングシェルター等）は「気候変動適応策」としている。福井県の環境基本計画を参考にし、分かりやすさを重視して表現を選定した。

○入れ替えのあった数値目標の表し方について

委員：数値目標の整理について意見を述べる。目標が17から26に拡充されたとの説明があったが、例えば削除された項目（No.9：耕作放棄地の面積）については、No.4の作付面積割合に入れ替わったとのこと。今後、目標数が増加する可能性もあるため、削除項目と代替項目の対応関係を一覧化した資料があると分かりやすいと考える。

事務局：次回以降、数値目標の変更箇所が分かりやすい資料を作成するよう努める。

○環境管理項目について

委員：数値目標は達成可能性を重視して設定されていると理解しているが、達成が難しい項目もあると考えられる。その補完として「環境管理項目」や施策の実績を併せて評価するという理解でよいのか。

事務局：主要な評価指標は数値目標であるが、活動量や環境状況の変化を示す「環境管理項目」も設定している。毎年度、実績を提示する予定であり、併せて評価いただきたい。

委員：管理項目についても、必要に応じて追加提案してよいという理解でよいのか。

事務局：可能である。既に県が把握しているデータ（例：河川水質）も活用しているため、必要に応じてご提案いただきたい。

○計画の推進主体について

委員：計画案3ページの「推進主体」では、市民、事業者・団体、市と記載されているが、市の役割が「進行管理・普及啓発等」となっている。施策の実施主体として市が含まれるのではないかと感じたが、従来からの考え方があるのであればご教示いただきたい。

事務局：ご指摘のとおり、市は施策の実施主体でもある。現行計画との継続性を考慮し個別の取組を記載したが、総括的に実施する主体であることが分かるように明記したい。

会長：ただいま多くのご意見・ご指摘をいただいた。事務局においては、修正作業を進めるとともに、次の工程に入っていただきたい。本日の意見集約は以上とする。

(2) その他について

事務局：今後、パブリックコメントの実施に向けて、未着手の部分も含めて計画の策定を進める予定である。本審議会としては、本日いただいたご意見に加え、今後提案でいただくご意見も踏まえながら、事務局が小松会長の確認のもと、作業を進めていく。なお、第3回審議会は12月23日（火）に開催予定であり、改めてご案内申し上げます。

4 開会

副会長：会長及び事務局からのご説明があったとおり、今後1週間程度の間、細部について改めて精査のうえ、意見を提出していただきたいと考えている。環境基本計画は、市民がどのように理解し、どのように行動するかが最も重要であると考えており、その視点も計画の中に反映されることを期待している。

>> 終了